

障害認定による後期高齢者医療制度（健康保険の制度です）への加入のご案内

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の方が加入する「健康保険」の制度です。

ただし 65歳以上74歳以下の方で、下記のような一定の障害をお持ちの方についても、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは下記お問合せ先までおたずねください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳1級、2級または3級の方・身体障害者手帳4級の一部（音声・言語・そしゃく機能障害と下肢機能障害の一部）の方・療育手帳A1またはA2の方・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方・障害基礎年金受給者1級または2級の方 |
|---|

◆後期高齢者医療制度に加入した場合とそうでない場合の違い

	加入した場合	加入しない場合
健康保険資格	現在加入している健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。	現在加入している健康保険（国保、社保等）の被保険者または被扶養者のままです。
保険料の負担	加入した月から、その方の後期高齢者医療の保険料がかかります。	現在加入している健康保険の保険料を引き続き納付します。
医療費の自己負担割合	1割、2割または3割	70歳未満は3割 70歳以上は1割、2割または3割

◆加入した場合のメリット

- ・医療費の自己負担割合が下がる場合があります。
 - ・現在加入中の健康保険（国保・社保）よりも、保険料が安くなる場合があります。ただし、社会保険の被扶養者の場合は、新たに保険料負担が生じることになります。
- ※加入した方がよいかどうかについては、裏面お問合せ先でご相談ください。

◆申請場所

大津市役所保険年金課、または最寄りの支所

◆申請に必要なもの

- 現在加入している医療保険の被保険者証、資格確認書、または資格情報のお知らせ
- 確認書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害基礎年金証書など）

【裏面もご確認ください】

◆注意点

- ・後期高齢者医療制度にご加入後、再認定によって障害等級が変わり、後期高齢者医療制度の加入要件に該当しなくなった場合は脱退していただくことになりますので、ご了承ください。
- ・後期高齢者医療制度に加入した場合は、現在加入中の健康保険の資格喪失手続をご自身で行っていただく必要があります。(国民健康保険の場合の資格喪失手続は、後期高齢者医療制度の加入手続と同時にしていただくことができます。)
- ・高額療養費等での世帯合算は、世帯員が後期高齢者医療制度に加入されている場合に限り合算されます。世帯員で加入している医療保険が異なる場合(例：夫「後期高齢者医療制度」、妻「国民健康保険」)、世帯合算が適用されず、その月の医療機関等で支払う自己負担額が高くなる場合があります。
- ・後期高齢者医療保険料額や医療機関での医療費の自己負担割合は、所得状況等をもとに、毎年度算出、判定を行います。加入時点で後期高齢者医療制度に加入する方が有利であった場合でも、所得や世帯構成等の変更により、将来にわたって必ずしも有利であるとは限りません。

◆脱退(障害認定撤回)の申請

障害認定は、認定後いつでも脱退(撤回)することができます。

ただし、脱退申請の日より溯って脱退することはできません。

※障害認定を脱退されますと、後期高齢者医療制度の資格を喪失しますので、国民健康保険など他の健康保険への加入手続きが必要となります。

◆申請場所

大津市役所保険年金課、または最寄りの支所

◆脱退(障害認定撤回)の申請に必要なもの

- 後期高齢者医療資格確認書

障害認定により、後期高齢者医療制度に「加入する」場合と「加入しない」場合のどちらがご自身にとって有利であるかどうかは、所得状況や世帯構成等により個々に異なります。加入についてご検討をされる場合は、下記のお問合せ先へご相談ください。

<お問合せ先>

後期高齢者医療制度について

大津市役所 保険年金課 **高齢者医療係**

TEL **077-528-2687** (直通)

受付時間：平日 9時00分～17時00分